



2023年10月31日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄人化計画
代表者名 代表取締役社長 根来 拓也
(証券コード2404 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 浦野 敏男
(TEL 03-3793-5111)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更を含む「定款一部変更の件」について2023年11月29日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は2023年9月1日付で当社を分割会社、当社100%子会社である株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICEを承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制に移行いたしました。これに伴い、商号の変更を行うものです。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社鉄人化ホールディングス（TETSUJIN Holdings, Inc.）

(3) 変更予定日

2024年2月1日

※本商号変更は、2023年11月29日開催予定の第25回定時株主総会において、定款一部変更の件が承認されることを条件としております。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

①上記1の商号の変更に伴い、現行定款第1条（商号）を変更するものです。

②単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を制限する規定を新設するものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社鉄人化計画と称し、英文ではTETSUJIN Inc. と表示する。 第2章 株式 (新設) (新設) 第8条～第42条 (条文省略)	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社鉄人化ホールディングスと称し、英文ではTETSUJIN Holdings, Inc. と表示する。 第2章 株式 (单元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (单元未満株式の買増請求) 第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第10条～第44条 (現行どおり)
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり) (商号変更に関する経過措置) 第2条 第1条(商号)の変更は2024年2月1日をもって効力を生じるものとする。 なお、本条は第1条(商号)の効力発生日後削除されるものとする。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会 2023年11月29日(予定)

定款変更の効力発生日

商号変更: 2024年2月1日(予定)

上記以外: 2023年11月29日(予定)

以上